

令和6(2024)年度上期の消費生活相談状況について

令和6(2024)年 12 月13日
栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課

目次

1 相談件数の概要.....1

2 年代別苦情相談件数2

3 商品・サービス別苦情相談状況.....3

4 特徴的な事例5

○ 消費者トラブルFAQ 案内.....9

○ 出前講座等案内.....9

○ 啓発DVD案内.....10

○ 栃木県内の消費生活センター一覧.....11

(注)本資料は、国民生活センターのPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に本登録された令和6(2024)年 10 月 31 日現在のデータを使用している。

1 相談件数の概要

——受付相談件数は前年度同時期から微減——

令和6(2024)年度上期(4月～9月)に県内の消費生活センター(21 か所)で受け付けた相談件数は8,359件で、前年度同時期から171件(2.0%)減少しました。

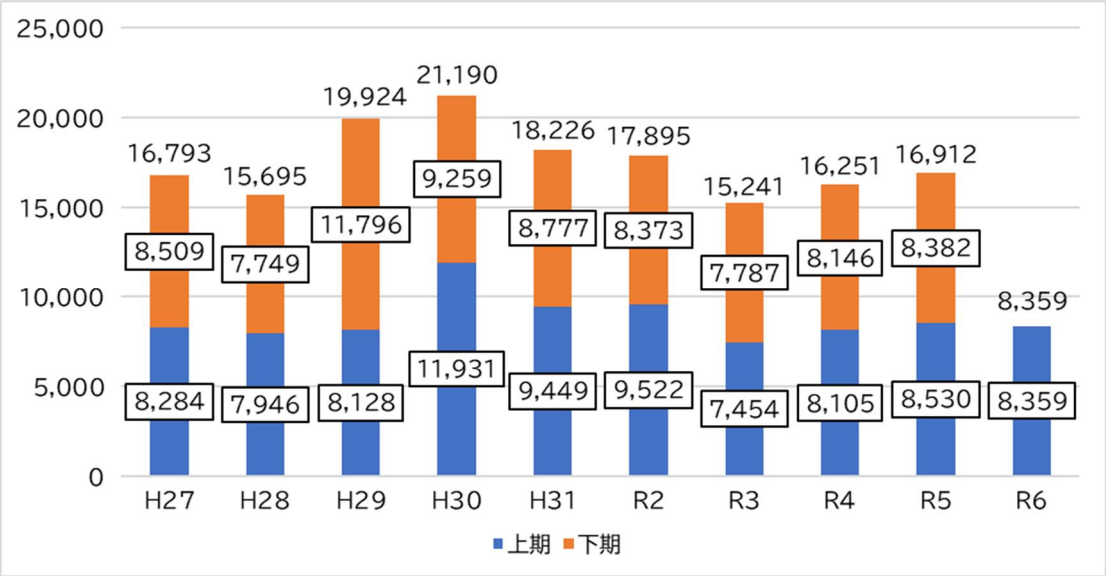
〔表1〕相談件数の比較

(単位:件、%)

区分	令和6年度上期 (2024)		令和5年度上期 (2023)		比較増減	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	増減率
合計	8,359	100.0%	8,530	100.0%	-171	-2.0%
苦情相談	7,590	90.8%	7,691	90.2%	-101	-1.3%
問合せ・要望	769	9.2%	839	9.8%	-70	-8.3%

〔グラフ1〕相談件数の推移

(単位:件)



2 年代別苦情相談件数 ——70歳以上を除く全年代で減少——

〔表2〕は、契約当事者の年代別の構成比を表し、併せて前年度同時期と件数を比較したものです。

令和6(2024)年度上期の相談を年代別構成比で見ると、70歳以上が27.5%(2,091件)と最も高く、次いで60歳代の16.5%(1,252件)、50歳代の15.4%(1,172件)と、年代が上がるごとに高くなっています。

また、苦情相談件数を前年度同時期と比較すると、70歳以上を除く全年代で減少しており、特に若者世代での減少が目立ちました。

〔表2〕契約当事者の年代別件数

(単位:件、%)

	令和6年度上期 (2024)		令和5年度上期 (2023)		比較増減	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	増減率
17歳以下	63	0.8%	106	1.4%	△ 43	△ 40.6%
18・19歳	65	0.9%	83	1.1%	△ 18	△ 21.7%
20歳代	499	6.6%	580	7.5%	△ 81	△ 14.0%
30歳代	546	7.2%	659	8.6%	△ 113	△ 17.1%
40歳代	807	10.6%	946	12.3%	△ 139	△ 14.7%
50歳代	1,172	15.4%	1,246	16.2%	△ 74	△ 5.9%
60歳代	1,252	16.5%	1,263	16.4%	△ 11	△ 0.9%
70歳以上	2,091	27.5%	1,797	23.4%	294	16.4%
その他・不明	1,095	14.4%	1,011	13.1%	84	8.3%
合 計	7,590	100.0%	7,691	100.0%	△ 101	△ 1.3%

～ 70歳以上の消費生活相談状況 ～

契約当事者の年代別に苦情相談件数を見ると、令和6(2024)年度上期は、70歳以上のみが増加しました(その他・不明を除く)。さらに 70 歳以上を年代別に見ると、70歳代、80歳代、90歳代の全ての年代で相談件数が増加しました。

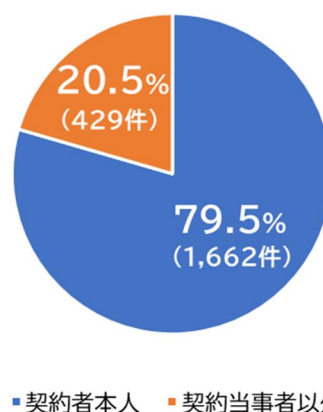
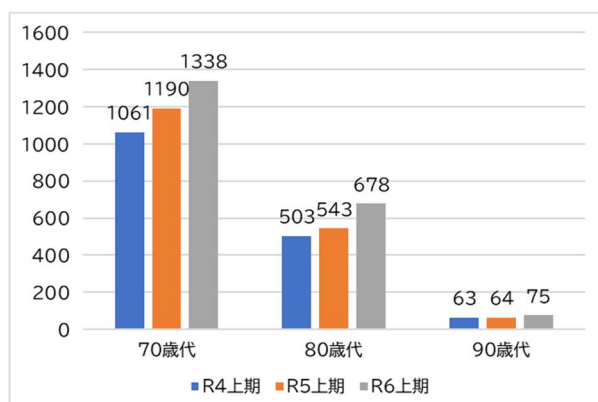
また、特徴として、70歳以上が契約当事者である相談のうち、約2割が家族や友人・知人、ケアマネジャー等からの相談であることが挙げられます。消費生活センターへの相談は、原則としてご本人からの相談を受けることとしていますが、見守りの必要な高齢者に関する相談については、家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも可能です。身近な高齢者がトラブルにあっているのではないかと気づいた方は、消費生活センターにご相談ください。

※70歳以上で苦情相談件数が多い商品・サービスについては、〔表4〕参照

○70歳以上の苦情相談件数の推移

(単位:件)

○70歳以上の苦情相談における相談者属性



3 商品・サービス別苦情相談状況

(1) 商品・サービス別苦情相談件数

——「健康食品」が前年度同時期と比べて、急増——

〔表3〕は、苦情相談件数の上位 10 商品・サービスについて、前年度同時期と比較したものです。

1位の「商品一般」から4位の「工事・建築・加工」までは、前年度同時期と比べ、順位に変動はありませんでしたが、件数はいずれも増加しました。5位の「健康食品」(前年度同時期9位)は、苦情相談が140件増(66.7%増)の350件でした。

また、前年度同時期に12位だった「修理・補修」及び 15 位だった「電気」に関する相談が新たに10位以内に入りました。「修理・補修」の主な相談内容は、屋根やエアコン、車の修理に関するものであり、「電気」の主な相談内容は、今よりも電気料金が安くなるといった勧誘による新たな電気契約に関するものです。

〔表3〕苦情相談件数の上位 10 商品・サービス

(単位:件、%)

令和6年度上期 (2024)						令和5年度上期 (2023)		
順位	商品・サービス名	件数	前年度増減	増減率	前年度順位	順位	商品・サービス名	件数
1	商品一般	1,147	142	14.1%	1	1	商品一般	1,005
2	化粧品	487	70	16.8%	2	2	化粧品	417
3	役務その他	418	3	0.7%	3	3	役務その他	415
4	工事・建築・加工	382	74	24.0%	4	4	工事・建築・加工	308
5	健康食品	350	140	66.7%	9	4	融資サービス	308
6	融資サービス	306	△ 2	△ 0.6%	4	6	自動車	276
7	インターネット通信サービス	282	51	22.1%	8	7	レンタル・リース・貸借	267
8	レンタル・リース・貸借	269	2	0.7%	7	8	インターネット通信サービス	231
9	修理・補修	186	13	7.5%	12	9	健康食品	210
10	電気	170	28	19.7%	15	10	娯楽等情報配信サービス	196

(2) 上位5商品・サービスの相談事例

ア 商品一般

【商品の分類を特定できないもの(迷惑メールや不審な電話、覚えのない荷物や架空請求に関する相談を含む。)]

- ・ 不在中に、中国から私宛てに注文した覚えのない荷物が届いた。名前や住所、携帯電話番号に間違いない。開封はしていないが、この荷物をどうしたらよいだろうか。

イ 化粧品

【基礎化粧品、シャンプーなど】

- ・ SNSに3,278円(税込)のファンデーションの広告が載っていた。広告には「1回限り」と記載されており、更に1,000円の割引が受けられて2,278円(税込)で購入することができるとあった。1 回限りの購入のつもりでクレジットカード決済で注文したところ、後日、2回目の商品発送の準備が整ったと業者からメールが届いた。定期購入の契約はしていないことや、広告の画像を保存していることを業者に電話で伝え、保存していた画像を送った。しかし、「広告をスクロールすると定期購入である旨が表示される。初回で解約する場合は、単品購入通常価格との差額分である約8,000円の支払いが発生する。」と言われた。定期購入の契約はしていないのに単品購入通常価格との差額を支払うことに納得できない。

ウ 役務その他

【廃品回収サービス、申請代行サービス、仕事紹介登録サービスなど】

- ・ 自宅に突然電話が入り、毎月かかる料金が安くなるので、光回線をアナログ回線に戻さないかという話を受けた。インターネットを全く利用しておらず、以前からアナログ回線に戻したいと考えていたため契約をした。その後、業者から契約書類が届いていたがよく読まないまま工事が完了し、工事代金44,000円を支払うことになった。ところが、あらためて契約書類を確認したところ、説明のなかった電話機保証サービスなどの生活に関連する3つのサポートサービスを契約していることが分かり、4,400円を毎月支払うようになっていた。毎月の利用料金を安くするためにアナログ回線に戻したのに、逆に毎月の負担が増えることになってしまい話が違うので、解約したい。

エ 工事・建築・加工

【新築工事、増改築工事、屋根工事、壁工事、塗装工事、電気工事など】

- ・ 自宅の庭で掃除をしていると、「この地域の工事を重点的に行っている。お宅の屋根の具合が悪そうだから気になった。」と業者が訪ねて来た。自宅のトタン屋根は20年前に葺き替え、10年前に塗装を行ったので、そろそろ補修の時期だろうと思っていた。業者は屋根を撮影し、その写真を見せながら「トタン板が部分的に浮いている。」と説明した。屋根の状態や補修の内容はよくわからなかったが、その場で契約した。翌日9時に若い男性が2人来て15時まで、その翌日は男性1人が10時から15時まで作業を行い、補修工事は完了したと言われた。代金は80万円で、業者が受け取りに来る予定だが、工事があまりに短時間で簡単に終わったのに代金が高額なので納得できない。

オ 健康食品

【痩身効果をうたう健康食品、酵素食品、ビタミン剤など】

- ・ 先日、注文していない健康食品と代金払込用紙が販売店から届いた。翌日、販売店から母に電話があり、「商品が届きましたか。支払いをお願いします。」と言われたが、母は注文した覚えがないので途中で電話を切ったと言っている。母は注文していないと言っているが、宛名の住所や名前、電話番号は正しく記載されていた。母に代わって私がAに電話して、注文していないことを伝えたと、担当者から折り返し連絡するとの話があった。注文していない商品が届いたのであれば、支払いをしなくてもいいと思うがそれでいいか。

(3) 契約当事者の年代別に見た上位5商品・サービス

——20歳代で「内職・副業」が1位に——

〔表4〕は、契約当事者の年代別に苦情相談の商品・サービス別件数をまとめたものです。

令和6(2024)年度上期において、20歳代では、「内職・副業」に関する相談が前年度同時期の4位(33件)から上昇し、1位(48件)になりました。

また、50歳代以上では、「健康食品」に関する相談が急増し、各年代で5位以内に入りました。

〔表4〕契約当事者の年代別苦情相談上位5商品・サービス

(単位:件、%)

年代	苦情相談 総件数	1位 (1位の比率)	2位 (2位の比率)	3位 (3位の比率)	4位 (4位の比率)	5位 (5位の比率)
17歳以下	63	他の教養・娯楽 ※1 29 (46.0%)	化粧品 7 (11.1%)	娯楽等 情報配信 サービス ※2 4 (6.3%)	健康食品 3 (4.8%)	商品一般 2 (3.2%) 紳士・婦人 洋服 2 (3.2%)
18・19歳	65	飲料 ※3 7 (10.8%)	商品一般 6 (9.2%) 娯楽等 情報配信 サービス 6 (9.2%)		化粧品 5 (7.7%)	レンタル・ リース・賃借 4 (6.2%)
20歳代	499	商品一般 48 (9.6%) 内職・副業 48 (9.6%)		役務 その他 37 (7.4%)	融資 サービス 33 (6.6%)	他の教養・ 娯楽 25 (5.0%) 理美容 25 (5.0%)
30歳代	546	商品一般 60 (11.0%)	レンタル・ リース・賃借 45 (8.2%)	融資 サービス 39 (7.1%)	役務 その他 31 (5.7%)	インターネット通 信サービス 21 (3.8%)
40歳代	807	商品一般 76 (9.4%)	融資 サービス 51 (6.3%)	化粧品 41 (5.1%)	レンタル・ リース・賃借 40 (5.0%)	役務 その他 39 (4.8%)
50歳代	1,172	商品一般 138 (11.8%)	化粧品 128 (10.9%)	健康食品 64 (5.5%)	工事・建 築・加工 55 (4.7%)	融資 サービス 54 (4.6%)
60歳代	1,252	商品一般 193 (15.4%)	化粧品 147 (11.7%)	工事・建 築・加工 84 (6.7%)	健康食品 82 (6.5%)	インターネット通 信サービス 59 (4.7%) 役務 その他 59 (4.7%)
70歳 以上	2,091	商品一般 405 (19.4%)	工事・建 築・加工 150 (7.2%)	健康食品 126 (6.0%)	化粧品 123 (5.9%)	役務 その他 113 (5.4%)

※主な相談内容

- 1 「他の教養・娯楽」……オンラインゲームの課金など
- 2 「娯楽等情報配信サービス」……アダルトサイトからの不当請求など
- 3 「飲料」……ウォーターサーバーの契約など

4 特徴的な事例

(1) 電子決済サービスにかかる詐欺的な手口による被害

電子決済サービス(決済アプリ)にかかる詐欺的な手口による被害の相談とは、インターネット通販で商品を購入した消費者が、販売業者から「品切れで商品の準備ができなかった。決済アプリを使って返金する。」と言われ、決済アプリ以外での返金に応じてもらえず、返金されないうちに連絡がつかなくなってしまった、という相談です。中には、スマートフォンで返金手続きを誘導されているうちに、いつの間にか「送金」してしまっていたという相談もあり、二次被害に発展するケースもあります。

昨年度相談が急増した手口であり、今後も引き続き注意が必要です。

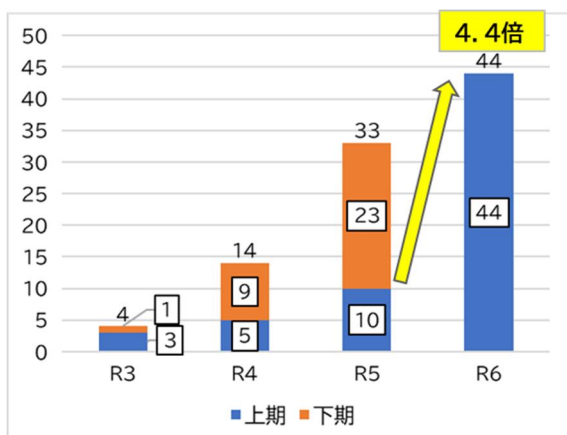
【相談の傾向】

〔グラフ2〕は、電子決済サービス(決済アプリ)にかかる詐欺的な手口による被害に関する年度別苦情相談件数の推移を表したものです。令和6(2024)年度上期に寄せられた苦情相談件数は、前年度同時期から4.4倍増(34件増)の44件となりました。

年代別苦情相談件数を見ると、幅広い年代でトラブルになっています。令和5(2023)年度は40歳代及び50歳代が最も多い年代でしたが、令和6(2024)年度上期は、60歳代が最も多くなり、電子決済サービス(決済アプリ)に慣れていない世代の被害が目立ちました。〔グラフ3〕

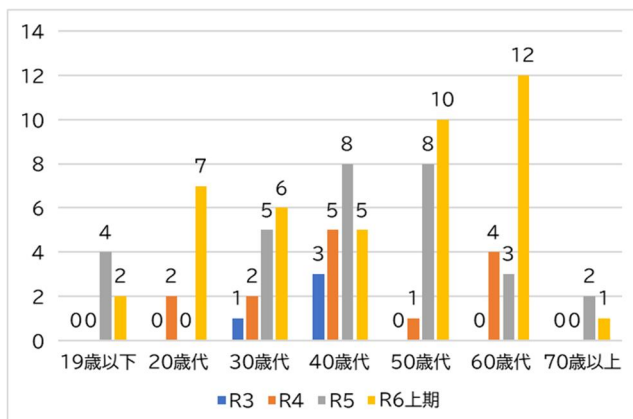
〔グラフ2〕年度別苦情相談件数の推移

(単位:件)



〔グラフ3〕年代別苦情相談件数 (年代不明除く)

(単位:件)



【相談事例】

- ・ インターネット通販でデジタルカメラを注文した。24時間以内に代金(10,400円)を支払えば、手数料分が割引されると案内されたので、すぐに代金を指定された個人名義の口座に振り込んだ。しかし、サイトから「欠品のため、決済アプリで返金する。」とメールが届いた。サイトのカスタマーセンターと無料通話アプリでやり取りし返金申請したが、サイトから「返金ができないので、カメラ会社と連絡を取って欲しい。」とメールが届いたので、カメラ会社と無料通話アプリで画面共有し、指示されるまま操作した。その後、決済アプリの明細を見ると、返金はなく、知らない会社に49,999円を送金していた。決済アプリの運営会社に電話したが、返金は不可能とのことだった。カメラ代10,400円とだまされて送金した49,999円を返金してほしい。

【消費者へのアドバイス】

- ・ ショッピングの代金を銀行振込としているにもかかわらず、返金を決済アプリで行うことは極めて不自然です。相手から「〇〇ペイで返金します。」と言われたら、相手の指示には従わず、消費生活センターにご相談ください。
- ・ また、被害に遭ってしまった場合は、すぐに電子決済サービス(決済アプリ)事業者申し出るとともに、警察に相談してください。

(2) 定期購入トラブル

定期購入に関する苦情相談は、令和5(2023)年度に減少しましたが、今年度に入って増加傾向にあります。

相談内容の多くは、SNS上などの電子広告に「初回限定価格」や「お試し価格」などと称して定価から大幅に値引きされた料金で宣伝されていた商品を申し込んだところ、定期購入だったというものです。

【相談の傾向】

〔グラフ4〕は、定期購入トラブルに関する年度別苦情相談件数の推移を表したものです。

令和5(2023)年度は、令和4(2022)年度から約2割減少しましたが、令和6(2024)年度上期の苦情相談件数は、前年度同時期から約1.4倍増(208件増)の791件となりました。

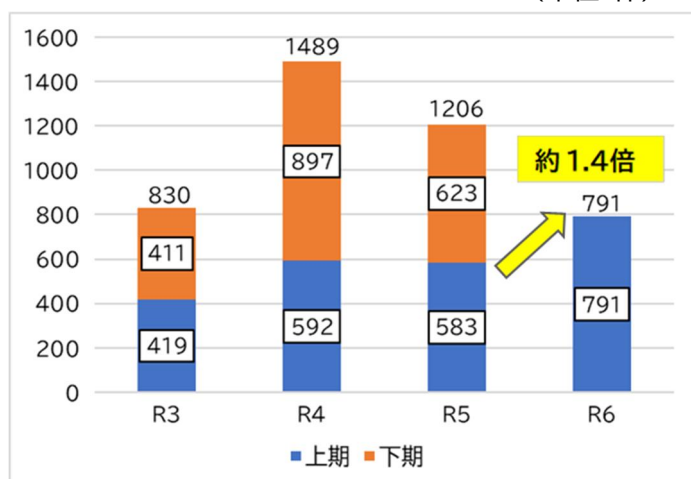
令和6(2024)年度上期の定期購入トラブルに関する苦情相談を年代別に見ると、年代が上がるごとに相談件数が増加しており、特に50歳代以上からの相談が全体(年代不明を除く)の8割以上を占めています。〔グラフ5〕

また、商品別に見ると、「化粧品」及び「健康食品」が相談の約9割を占めています。

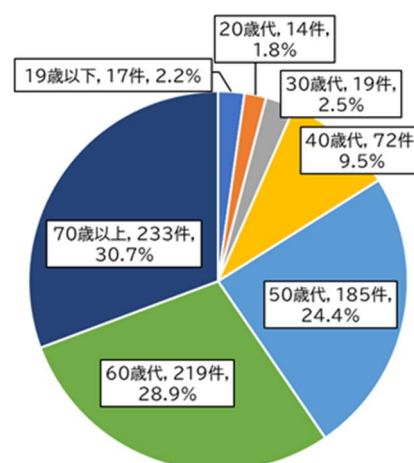
さらに、約6割が電子広告をきっかけに申し込んでいることなども特徴です。

〔グラフ4〕年度別苦情相談件数の推移

(単位:件)



〔グラフ5〕令和6(2024)年度の年代別苦情相談件数及び割合(年代不明除く)



【相談事例】

- ・ SNSの広告を見て、ダイエットサプリメントをお試し価格500円で注文した。後日、2回目の商品を発送するとメールが届き、定期購入になっていることが分かった。広告には定期購入との記載はなかったと思うが、スマホの画面の保存はしていない。販売店に電話をしたが繋がらなかったため、メッセージアプリで販売店とやり取りをしたところ、販売店から「キャンセルもクーリング・オフもできない。」と言われたので、「商品が届いても受取を拒否する。」と伝えた。しかし、本日、販売店から商品が届き、家族が受け取ってしまった。メッセージアプリで配送センターに送り返すと販売店に伝えらる「通常料金とお試し価格の差額分を支払うか2回目まで受取して下さい。」と言われた。差額分又は2回目の商品の代金を支払うとなると2万円近くかかるが、クーリング・オフはできないのか。

【消費者へのアドバイス】

- ・ 広告に初回限定価格などの値引き表示がある場合には、定期購入が条件ではないか契約内容をよく確認しましょう。
- ・ 「回数縛りなし」や「1回限り」との表示が広告にあっても、クーポンの利用や申込コースによっては定期購入になっている可能性があります。
- ・ 契約内容の記録のため、契約条件が記載されている最終確認画面等をスクリーンショット等により保存しておきましょう。
- ・ 通信販売はクーリング・オフの対象外であり、解約・返品は基本的には事業者側の規定に従う必要があります。注文前に、解約・返品特約を確認しましょう。

(3) 点検商法

令和5(2023)年度から高齢者を中心に増加した点検商法にかかる苦情相談件数は、令和6(2024)年度もさらに増加しています。点検商法は、屋根や給湯設備等の「無料点検」を口実に訪問し、「瓦が浮いている」など虚偽の報告や「このままでは危ない」など消費者の不安をあおることで工事契約を勧誘する商法です。中には、相場以上の高額な工事代金を請求されるなど悪質な勧誘も目立ちます。

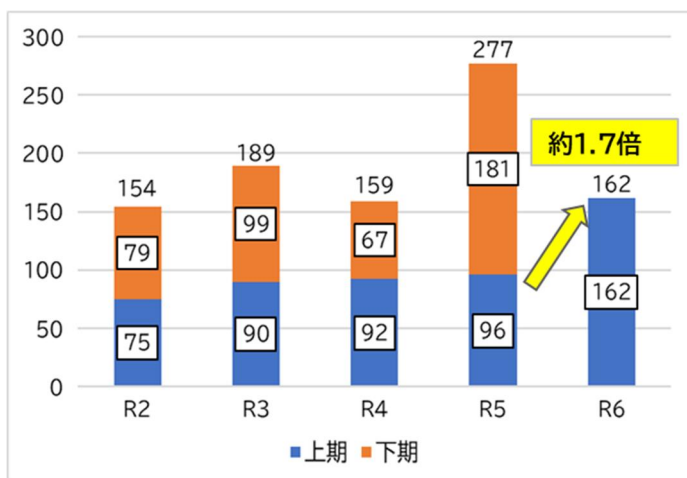
【相談の傾向】

〔グラフ6〕は、点検商法に関する年度別苦情相談件数の推移を表したものです。令和6(2024)年度上期に寄せられた苦情相談件数は、前年度同時期から約1.7倍増(66件増)の162件となりました。

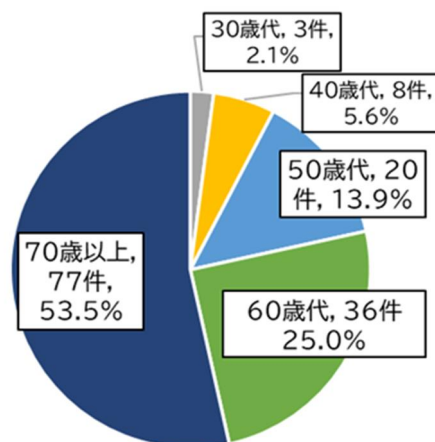
また、令和6(2024)年度上期の苦情相談を年代別に見ると、年代が上がるごとに相談件数は増加し、70歳以上からの相談が全体(年代不明を除く)の5割以上と最も多くなりました。〔グラフ7〕

〔グラフ6〕年度別苦情相談件数の推移

(単位:件)



〔グラフ7〕令和6(2024)年度の年代別苦情相談件数及び割合(年代不明除く)



【相談事例】

- ・ 業者がはしごを担いで「近くで、屋根の修理をしている。屋根の板金が浮いているのが見えたので、釘が外れているのかもしれない。屋根に上がって、点検してもいいか。料金は5,000円だ。」と言って訪問してきた。私がどうして遠くから板金が浮いているのが見えるのかと聞いたが質問に答えず、「本日の夕方また来る。」と言って帰って行った。私が、近所を見て回ったところ、近くで屋根の修理工事はしていないし、足場を組んでいる家もない。自宅は特定の業者に依頼して定期的にメンテナンスもしているし、屋根が剥がれた形跡や、雨漏りもない。テレビや新聞で屋根工事についての注意喚起があったので、訪問してきた業者は怪しい業者だと思う。

【消費者へのアドバイス】

- ・ 突然訪問してきた業者には無料でも安易に点検させないようにしましょう。
- ・ 点検をしてもらう場合は、点検結果を冷静に確認し、業者の話をうのみにしないようにしましょう。
- ・ 無料で点検してもらったからといって業者に引け目を感じる必要はありません。すぐに契約せず、別の業者から見積もりを取ったり、家族に相談したりして、十分に検討しましょう。
- ・ クーリング・オフや取消しができる場合があります。不安に感じたら消費生活センターにご相談ください。

～ 不審な電話は無視しましょう！ ～

令和6(2024)年度上期には、行政機関や大手通信会社を騙る不審な電話に関する相談が急増しました。

不審な電話の内容は、「○時間後に電話が使えなくなる」や「未納料金がある」といったものが多く、各機関がHP等において注意喚起しています。

電話の指示どおりに対応してしまうと個人情報が盗まれるなどの被害につながる恐れがありますので、注意してください。

【相談事例】

- ・自宅の固定電話に国の機関を名乗り、「2時間後にすべての通信が停止し使えなくなる」と電話がかかってきた。「オペレーターと話をしたい人は1を押すように」というガイダンスが流れたが、番号は押さず電話を切った。不審だが、詐欺だろうか。
- ・私の携帯電話に不審な番号から電話がかかって来た。出てみると自動音声で大手電話会社の関連業者を名乗り、「未納の支払いがあるのでオペレーターに繋がりますか」と言う。身に覚えが無いのですぐに電話を切ったが、同じような相談はあるか。

国民生活センター「消費者トラブル FAQ」をご利用ください

国民生活センターでは、消費者トラブルに遭われた方に対して、FAQ (frequently asked questions) 形式で、トラブル解決を支援する情報を提供しています。

消費者トラブルに遭われた方が、時間や場所を問わず、まずはご自身で解決方法を調べ、そしてご自身で解決できるようお手伝いします。ご利用される場合は下記 URL にアクセスしてください。

URL:<https://www.faq.kokusen.go.jp/>
(国民生活センターHP内)



無料

出前講座等のご案内

消費者トラブルの未然防止のために、ぜひ、ご活用ください！ [令和6年12月 栃木県くらし安全安心課]

No.	事業名等	事業概要	実施時期	対 象					
				小学校	中学校	特別支援学校	高等学校	大学 (短大・専門学校等を含む)	一般 (高齢者)
1	くらしのセミナー (出前講座)	消費生活センターの相談員や消費者団体等により、最近の悪質商法の手口と対応方法などについての講座を実施	通年 (希望に応じて実施可)	○	○	○	○	○	○
2	金融経済教育推進 機構認定アドバイザー等派遣	ものやお金、金融(金融商品の特徴や年金、税金等)、経済・社会の仕組みなどの講座を実施(おこづかいゲームを組み入れることも可)	通年 (希望に応じて実施可)	○	○	○	○	○	○
3	消費者カレッジ (専門家派遣)	社会経験が乏しい若者は悪質業者のターゲットになりやすいため、消費者トラブルについて知ってもらう講座等を実施	通年 (希望に応じて実施可)	○ (教員)	○ (教員)	○ (教員)	○	○	○
4	高齢者・障害者 支援者養成講座	高齢者・障害者を見守る立場にある人(介護事業所職員、民生委員・児童委員等)を対象に、消費者被害の実態、見守りについて講演	通年 (希望に応じて実施可)	/	/	/	/	/	○
5	啓発演劇	県内の小中学校を巡回公演している「らくりん座」により消費者被害防止の演劇を上演 【児童・生徒・障害者向け】15分 【一般・高齢者向け】30分	5～2月 (希望に応じて実施可)	○	○	○	/	/	○
6	かしこい消費者講座	消費生活についての基礎知識から話題のテーマまで幅広く取り扱う講座をオンデマンドにより開催		○ (教員)	○ (教員)	○ (教員)	○	○	○
7	教員向けセミナー	学校における消費者教育・金融経済教育の推進のため、教員を対象に授業の参考にできる講座をオンデマンドにより開催		○ (教員)	○ (教員)	○ (教員)	○ (教員)	○ (教員)	/
8	消費者教育のためのリーフレット配布	授業にも活用できるリーフレットを配布		/	○	○	○	/	/
9	その他	啓発用DVDやパネルの貸出し、啓発資料の提供など							
10	参考になるサイト	消費者教育ポータルサイト(消費者庁)							
		https://www.kportal.caa.go.jp/							
		消費者教育の推進について(文部科学省)							
		http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syoushisha/							
		その他、金融経済教育は金融庁や金融経済教育推進機構、悪質商法については国民生活センター							

【申込み・問い合わせ先】 No.1、3～8は、くらし安全安心課 消費者行政推進室(栃木県消費生活センター) ☎028-623-2135
No.2については、栃木県金融広報委員会(くらし安全安心課内) ☎028-623-2151

ー授業や消費者講座で御活用くださいー

県では若者の被害防止のための教材「若者だって狙われている！危険な消費者トラブル」を作成しました。

YouTube「栃木県チャンネル」で配信しているほか、DVDの貸出も行っています。

授業や消費者講座でぜひ御活用ください。



公益財団法人 消費者教育支援センター 主催
消費者教育教材資料表彰2021
優秀賞



Episode1 オンラインゲーム課金トラブル（約4分）



まさかのゲーム破産？！

大学進学を機につくったクレジットカードを使い、大好きなオンラインゲームに熱中。課金を続けていたら高額な請求が…！どうしよう!?



Episode2 マルチ商法（約6分）

こんなのあり…？

友達から、お金の増やし方を教えてくれるセミナーを紹介された。

興味もあるし、話を聞いただけなら大丈夫だよね…。



Episode3 デート商法（約6分）

ボクに訪れた甘い騙(だま)しの春

SNSで知り合った素敵な人とデート。
誘われるままについていったら、何と高額なジュエリーを買わされる羽目に…!
どうすればいいの!?



Episode4 美容系トラブル（約8分）

美の甘い罠

キレイになりたい! そんな一心でエステを体験。
よく確認せずに契約書にサインしてしまったことでトラブルに発展!?



【お問い合わせ先】

栃木県生活文化スポーツ部 くらし安全安心課 消費者行政推進室(栃木県消費生活センター)
電話 028-623-2135

○栃木県内の消費生活センター一覧

(令和6(2024)年12月1日現在：21センター)

センター名	電話番号	相談受付時間
宇都宮市消費生活センター	028-616-1547	電話相談 9:00~17:30 来所相談 10:00~17:30 (土・日・祝日は16:30まで)
足利市消費生活センター	0284-73-1211	月~金曜日 9:00~16:00
栃木市消費生活センター	0282-23-8899	月~木曜日 9:00~16:00
佐野市消費生活センター	0283-20-3015	月~金曜日 9:00~16:00
鹿沼市消費生活センター	0289-63-3313	月・火・水・金 9:00~16:00
日光市消費生活センター	0288-22-4743	月~土曜日 10:00~16:00
小山市消費生活センター	0285-22-3711	月・火・木・金 9:00~15:00
真岡市消費生活センター	0285-84-7830	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
大田原市消費生活センター (大田原市、那珂川町)	0287-23-6236	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
矢板市消費生活センター (矢板市、塩谷町)	0287-43-3621	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
那須塩原市消費生活センター	0287-63-7900	月~金曜日 8:30~17:00
さくら市消費生活センター	028-681-2575	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
那須烏山市消費生活センター	0287-83-1014	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:30
下野市消費生活センター	0285-44-4883	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~17:00
上三川町消費生活センター	0285-56-9153	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
芳賀地区消費生活センター (益子町、茂木町、市貝町、芳賀町)	0285-81-3881	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
壬生町消費生活センター	0282-82-1106	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
野木町消費生活センター	0280-23-1333	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
高根沢町消費生活センター	028-675-3000	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
那須町消費生活センター	0287-72-6937	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
栃木県消費生活センター	028-625-2227	月~金曜日 9:00~16:00



い や や!
消費者ホットライン **188** に
お電話ください!